

入札心得書

(趣旨)

第1条 この心得は、「《地獄の門》ができるまで：素描、試作から完成へ」作品輸送、保険、展示・撤収業務について、静岡県が行う競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

(入札参加資格の確認)

第2条 入札参加者は、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(入札の基本的事項)

第3条 入札参加者は、仕様書、設計書及びその他契約締結に必要な条件を熟知の上、入札しなければならない。この場合において、仕様書、設計書等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

(公正な入札の確保)

第4条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(入札の辞退)

第5条 入札書を提出するまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札を辞退するときは、次の各号により申し出るものとする。

(1) 入札執行前にあたっては、別紙様式例による入札辞退届を指名した機関の長に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到着するものに限る。）して行うこと。

(2) 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札箱に投入して行うこと。

3 入札辞退をした者は、これを理由として以後の入札について不利益な取扱いを受けるものではない。

(入札)

第6条 入札書は、様式第1号により作成し封印の上、表面に「第4号、「《地獄の門》ができるまで：素描、試作から完成へ」作品輸送、保険、展示・撤収業務入札書在中」と明記し、裏面に入札者の住所又は所在地、氏名（法人の場合は、その商号又は名称、代表者の氏名）を記載して、公告に示した日時及び場所に提出しなければならない。

2 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。

3 入札参加者は、入札参加資格の確認通知書の写しを持参しなければならない。

4 第1項の規定について、郵送又は電送による提出を認めない。

(入札書の書換等の禁止)

第7条 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札の中止等)

第8条 開札前において、天災、地変その他やむを得ない理由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることがある。

(開札)

第9条 開札は、入札の終了後、直ちに当該入札場所において入札者を立ち会わせて行う。

2 入札者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない県職員を立ち会わせる。

(入札の無効)

第10条 次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 公告等に示した入札参加資格を満たしていない者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 所定の日時、場所に必要書類を提出しない入札
- (4) 記名押印を欠く入札
- (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (6) 金額を訂正した入札
- (7) 談合その他不正の行為により入札を行ったと認められる者の入札
- (8) 同一事項の入札について2以上を入札した者の入札
- (9) 同一事項の入札について自己のほか他人の代理人を兼ねて入札した者の入札
- (10) 同一事項の入札について2以上の代理人をした者の入札
- (11) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反して入札した者の入札

(落札者の決定)

第11条 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

(再度入札)

第12条 開札した場合において落札者とすべき入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

2 第10条第1号から第3号まで及び第7号から第10号までの一に基づき無効とされた入札をした者は、再度入札に参加することができない。

3 再度入札において入札参加を辞退しようとする者は、入札書に「辞退」と記載し提出しなければならない。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第13条 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない県職員にくじを引かせる。

(入札結果の通知)

第14条 開札をした場合において、落札者があるときはその者の氏名又は名称及び金額を、落札者がいないときはその旨を入札者に直ちに口頭で知らせる。

(契約の締結)

第15条 落札者は、落札の通知を受けた日から起算して7日以内に、静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）第52条第1項各号に掲げる事項を記載した契約書を作成して契約を締結しなければならない。ただし、契約担当者がやむを得ない理由があると認める場合は、そ

の期間を延長することができる。

2 落札者が前項の期間内に契約を締結しないときは、その落札は効力を失う。

(契約の確定)

第16条 契約は、契約当事者双方が記名押印したときに確定する。

(異議の申立て)

第17条 入札した者は、入札後、この心得、仕様書、設計書、契約書式、現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。